

長野市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

長野市議会委員会条例（昭和42年長野市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第4号中「市民生活部」を「地域・市民生活部」に改め、同項建設企業委員会中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。